

○金融庁告示第十四号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第一条の三の二第二項の規定に基づき、銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社を次のように定め、平成三十年三月三十一日から適用する。

平成三十年三月二十三日

金融庁長官 森 信親

銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社

（金融庁長官が指定する銀行持株会社）

第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第一条の三の二第二項に規定する金融庁長官が指定する銀行持株会社は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
- 二 株式会社みずほフィナンシャルグループ

三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(金融庁長官が指定する子会社)

第二条 規則第一条の三の二第二項に規定する金融庁長官が指定する子会社は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 前条第一号に掲げる者 株式会社三菱東京UFJ銀行
- 二 前条第二号に掲げる者 株式会社みずほ銀行
- 三 前条第三号に掲げる者 株式会社三井住友銀行